

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案要綱

第一 目的規定の改正

この法律の目的に、農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の制度の確立を加えるものとする事。

(第一条関係)

第二 農水産業協同組合貯金保険機構の業務の追加等

一 農水産業協同組合貯金保険機構（以下「機構」という。）の業務の範囲に、第四の二の特別監視その他農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置に係る業務を加えるものとする事。

(第三十四条関係)

二 機構は、その業務を行うため必要があるときは、農水産業協同組合に対し、その業務又は財産の状況に關し報告を求めることが出来るものとする事。

(第三十七条関係)

三 機構は、農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に關する措置に係る業務については、危機対応勘定において整理するものとする事。

(第四十条の二関係)

第三 協定債権回収会社による資産の買取り

機構は、第四の二の特別監視指定に係る農林中央金庫が保有する資産の買取りを行う旨の決定をする場合に、協定債権回収会社に対し、機構に代わって資産の買取りを行うことを委託することができるものとする。

(第七十七条関係)

第四 金融システムの安定を図るための農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置

一 措置の必要性の認定

主務大臣は、農林中央金庫について機構による二の特別監視及び農林中央金庫の財務の状況に照らし必要に応じて行う十の資金の貸付け等又は十二の優先出資の引受け等（以下「特定措置」という。）が講ぜられなければ、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議（以下「会議」という。）の議を経て、特定措置を講ずる必要がある旨の認定（以下「特定認定」という。）を行うことができるものとする。

(第一百十条の二関係)

二 機構による特別監視

主務大臣は、特定認定を行ったときは、直ちに、農林中央金庫を、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分の機構による監視（以下「特別監視」という。）をされる者として指定（以下「特別監視指定

「という。」するものとし、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分に関して必要な措置を命ずることがができるものとする事。

(第百十条の三関係)

三 機構による特別監視の第三者に対する委託

機構は、特別監視指定があつた場合において、必要があるときは、当該特別監視指定に係る監視の実施の全部又は一部を第三者に委託することができるものとする事。

(第百十条の四関係)

四 特別監視指定の取消し

主務大臣は、特別監視指定について、その必要がなくなつたと認めるときは、当該特別監視指定を取り消さなければならぬものとする事。

(第百十条の五関係)

五 特別監視の終了

機構は、特別監視指定の日から一年以内に、農林中央金庫に対し、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置その他関連する措置を講じさせることにより、その特別監視を終えるものとし、やむを得ない場合には、主務大臣の承認を得て、一年ごとに二回までを限り、この期限を延長することができるものとする事。

(第百十条の六関係)

六 役員等の解任及び選任の特例

機構は、裁判所の許可を得て、特別監視指定に係る農林中央金庫の役員等の解任及び選任を行うことができるものとする。

(第百十条の七関係)

七 回収等停止要請

機構は、特別監視指定に係る農林中央金庫の債権者である農水産業協同組合（農林中央金庫の会員であるものに限る。）が債権の回収その他債権者としての権利の行使をすることにより、農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理が困難となるおそれがあると認められるときは、当該農水産業協同組合に対し、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置が講じられるまでの間、当該権利の行使をしないことの要請をしなければならないものとする。

(第百十条の八関係)

八 破産手続開始の申立て等に係る主務大臣の意見等

主務大臣は、特別監視指定に係る農林中央金庫に対し破産手続開始等の申立てが行われたときは、当該申立てについての決定がなされる前に、裁判所に対し、農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理

に関する措置が講じられている旨等の陳述をし、当該決定の時期等について意見を述べることができるものとする事。

(第百十條の九關係)

九 資産の国内保有

主務大臣は、特定認定に係る農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理を円滑に実施するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、農林中央金庫に対し、その資産を国内において保有することを命ずることが出来るものとする事。

(第百十條の十關係)

十 機構による資金の貸付け等

機構は、特定認定に係る農林中央金庫から、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な資金の貸付け又は債務の保証（以下「資金の貸付け等」という。）の申込みを受け、た場合において、必要があると認めるときは、その必要の限度において、資金の貸付け等を行う旨の決定をすることが出来るものとする事。

(第百十條の十二關係)

十一 自己資本の充実のための措置を定めた計画の提出等

特定認定に係る農林中央金庫は、十二の優先出資の引受け等の申込みを行わないときは、主務大臣に

対し、特定措置に係る優先出資の引受け等以外の方法による自己資本の充実のための措置を定めた計画を提出しなければならないものとする事。 (第百十條の十三關係)

十二 優先出資の引受け等の決定等

特定認定に係る農林中央金庫と機構が、農林中央金庫の自己資本の充実のために優先出資の引受け等の決定を求めた場合には、主務大臣は、一定の要件に該当する場合に限り、優先出資の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする事。 (第百十條の十四關係)

十三 特定負担金の納付等

(一) 農林中央金庫等（農林中央金庫又はその会員である農水産業協同組合をいう。以下同じ。）は、機構の危機対応業務（特定認定に係る農林中央金庫に係るものに限る。）の実施に要した費用に充てるため、機構に対し、特定負担金を納付しなければならないものとする事。 (第百十條の十七關係)

(二) 政府は、特定負担金のみで危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、農林中央金庫等の財務の状況を著しく悪化させ、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認められるときに限り、機構に対し、当該業務に要する費用の一部を補助することができるものと

すること。

(第百九条関係)

第五 雑則

一 機構は、特別監視指定に係る農林中央金庫が保有する資産の買取りを行うことができるものとする。と。
(第百十二条の二関係)

二 主務大臣は、特定認定等を行う場合においては、会議の議を経て、特定認定等に係る農林中央金庫について、特定認定等に関連する措置が講じられたことを理由とする契約の解除等を定めた条項は、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な範囲において、必要な措置が講じられるために必要な期間として主務大臣が定めた期間中は、その効力を有しないこととする決定を行うことができるものとする。と。
(第百十八条の三関係)

三 主務大臣は、農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理の円滑な実施の確保を図るために必要な措置が講じられていないと認めるときは、農林中央金庫に対し、その必要の限度において、当該措置を講ずるよう命ずることができるものとする。と。
(第百十八条の四関係)

四 機構は、農水産業協同組合に対し、自己資本の充実その他の経営の健全性を確保するための措置の実

施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

(第百十八条の五関係)

五 その他所要の措置を講ずるものとする。

(第百十八条の六及び第百十九条関係)

第六 罰則

農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置に係る所要の罰則を整備するものとする。

(第百二十三条の二から第百二十六条まで及び第百二十八条から第百三十二条まで関係)

第七 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 この法律の施行に関し、関係法律の規定の整備を行うものとする。

(附則第二項関係)